

# 原電、「事前了解得る」否定

## 東海第二の新協定当初説明から一転

日本原子力発電（原電）・東海第二原発（茨城県東海村）の新安全協定が結ばれるまでの経緯が公文書で明らかになった。原電は運転延長の申請期限直前、地元6市村の要求に沿って再稼働の事前了解を盛り込んだ協定案を提示していた。だが朝日新聞が新協定に事前了解を得るとする内容が含まれるかアンケートすると、地元6市村はあると答え、原電はないと回答。当時と異なる姿勢に転じている。

▼31面＝文書にやりとり

### 地元6市村と逆の解釈

#### 交渉経緯判明

新協定は昨年3月29日に締結。再稼働に際し、原電が立地自治体に加え、周辺5市からも「実質的に事前了解を得る仕組みとする」と明記した。朝日新聞は新協定について情報公開請求し、協定を結んだ那珂市から、6年に及ぶ交渉の経緯を記した公文書を入手した。

協定の構想は2012年2月、原子力とまちづくりを考える6市村の首長懇談会で始まった。東海村の村上達也村長（当時）が東京電力福島第一原発事故の影響

響の広がりと言及し、東海第二原発の再稼働を東海村だけで考えることはできず、周辺地域も同等の権限を持つ必要があると発言。ただ原電は運営するほかの原発との整合性を理由に拒んでいた。

協定は平行線をたどっていたが、局面が変わったのは17年3月。「最後の要請」と訴える6市村に原電の村松衛社長が新協定を提案。事前了解をめぐり、「自治体の合意が得られるまでは再稼働できないという覚悟」と述べた。

自治体「合意形成は実質的に事前了解という解釈でよいか」

原電・村松社長「そのとおりです」

この年の11月22日、原電は首長懇談会で、「実質的に事前了解」の項目が盛り込まれた新協定案を提示。自治体側が改めて「事前了解の権限を得られるか」と問うと、原電側が「おっしゃるとおり」と回答した記載が残されている。原電は2日後、20年の運転延長を原子力規制委員会に申請。28日が申請期限だった。

#### 【県と東海村に了解権を認めた従来の協定】

〈第5条〉  
日本原子力発電は、原子力施設及びこれと密接な関連を有する施設を新設し、増設し、変更（中略）しようとするときは、事前に茨城県及び東海村の了解を得るものとする

#### 【立地・周辺6市村と結んだ新協定】

〈第6条〉  
日本原子力発電が新規規制基準適合に伴う稼働及び延長運転をしようとするときは（中略）事前協議により実質的に6市村の事前了解を得る仕組みとする

#### ■従来の協定と新協定

しかし昨年11月7日、運転延長の認可直後に原電の和智信隆副社長が「拒否権」と新協定の中にはどこにもない」と発言し、事前了解を定めた新協定と異なる6市村が反発。和智氏

が謝罪する事態に発展し、両者の溝は深まっている。

朝日新聞が昨秋実施したアンケートの「6市村から事前了解を得るとする内容は含まれているか」との質問に、原電は「いいえ」と回答。取材に対し「（新協定は）実質的に事前了解を得る仕組み」と説明した。

さらに原電に、事前了解権を認めたとように読み取れる記載が公文書にあると質問すると、「非公開での会議のやり取りについてコメントは控えます」とした。

（比留間陽介）

# 原電社長、6市村に「覚悟を決めた」

## 「事前了解」交渉記録に

東海第二原発（茨城県東海村）の再稼働に際し、立地・周辺6市村に「了解」はあるのか。公文書には、再稼働に必要な手続きを控え、日本原子力発電（原電）が自治体側の要求に合わせて事前了解の権限がある旨、述べていたやむを得ず残されていた。▼1面参照

### 再稼働巡る新協定

朝日新聞は6市村と原電の交渉記録など548枚（2012〜18年）を那珂市から入手。大きく分けて、①6市村が従来の安全協定の見直しを求め、原電が拒否②原電が協定見直しを検討（14年）③原電が新協定を提案（17年）——という段階があった。

「形とは非常に重要な要素であるが、その形が何を意味しているのか、それは、我々が在任中自治体、協会に押し付けられたという事実として認めている。私としては、合意形成は実質的に事前了解という解釈でよいのか、との質問に、原電・村松社長が「そのとおりです」と答えている

山場は③、運転延長の申請期限が17年秋に迫る中、6市村と原電の間で交わされた、事前了解の文言や権限を巡るやりとりだ。原電は17年3月、6市村に新協定案を示した。合意形成のための協議会を設置するという内容だった。自治体側から注文があった。自治体「合意形成は非常に曖昧な表現。事前了解と表現できない理由は」

原電・村松社長「合意形成を図るということは実質的な事前了解であると考えている。合意が得られるまでは再稼働できないという覚悟を持っている」自治体「合意形成は実質的に事前了解という解釈でよいのか」

原電・村松社長「そのとおりです」このときの話し合いが18年3月の新協定締結につながった。交渉の始まりは、12年2月にさかのぼる。東海第二原発が立地する東海村の村上達也村長（当時）が、村と県に「了解権」を認めたいと周辺自治体へ呼びかけた。従来は「了解権」を認めたいと周辺自治体へ呼びかけた。従来は「了解権」を認めたいと周辺自治体へ呼びかけた。

「福島原発事故に鑑みれば、これまでの『所在市町村』という考え方は意味をなさない」。従来の協定には、原子力施設の増設時には、原電はアンケート後の取材に対し、新協定で6市村それぞれが事前協議を

### 「了解を得る仕組み」原電説明

アンケートは昨年10〜11月、原電や6市村に実施。「協定に、原子力施設及び関連する施設の増設や変更、延長運転や再稼働に関して事前了解を得る」とする内容は含まれているか」との設問に対し、原電は「いいえ」と答えた。原電はアンケート後の取材に対し、新協定で6市村それぞれが事前協議を

「原電・村松社長「実質的に事前了解という言葉を加えること、大変重要な言葉となる。社長として覚悟を決めた」ある首長に「そのとおりです」とこの後、首長だけで話し合い、原電幹部が再入室した。自治体側が改めて「新協定で事前了解の権限を得られる」といふことか」と問うと、「おっしゃる通りであり」と回答。文書にもそのやり取りが残されている。原電は同24日、東海第二原発の運転を20年間、延長する申請を提出。延長は昨年11月に認められ、安全対策工事などを施した上で再稼働を目指す方針だ。東海村の山田修村長は、新協定を否定するような原電の最近の発言について、「6年間、交渉を続けた当事者として何なんだという思いだ。運転延長が認められたので、地元がいい顔をしないでほしい」と思っているのではないかと。比留間陽介

1/8 3/11

求めることができるとする権限を担保し、原電は必ず応じる重い義務を負っている」と説明。納得するまでと「この協定を継続することで、実質的に事前了解を得る仕組み」であり、6市村から事前了解を得るといふ内容は含まれていないと回答した。一方、6市村は同じ設問に「はい」と答えている。